

# 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金及び エネルギー・食料品等価格高騰負担軽減支援給付金のご案内

圏福祉政策課 (☎017-718-1124 8:30~18:00※土・日、祝日除く)

- 支給額…住民税非課税世帯1世帯当たり3万円  
住民税均等割のみ課税世帯1世帯当たり1万5千円
- 申請期限…11月30日(木) ※当日消印有効
- 支給時期…市が確認書(または申請書)を受理後、約3週間程度(原則、口座振込)  
※申請が集中したり、内容に不備などがある場合は支給時期が遅くなる場合があります。
- 申請受付…**郵送受付** 〒030-0801 青森市新町一丁目3-7 福祉政策課 物価高騰関連給付金担当  
**窓口受付** 駅前庁舎3階会議室または浪岡庁舎1階浪岡振興部健康福祉課

■支給対象となる世帯(いずれかに当てはまる世帯に1回限り) ※重複支給はできません

<b>住民税非課税世帯</b> 世帯全員が令和5年度住民税において非課税の世帯	<b>住民税均等割のみ課税世帯</b> 世帯全員が令和5年度住民税均等割のみ課税の世帯 (住民税均等割のみが課税されているかたと非課税のかたのみで構成されている世帯などを含む)
--	--

## ■支給手続

- 令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を受給した世帯などの一定の要件に当てはまる場合、振込日などを記載した支給のお知らせを送っています。(原則手続不要)
- ①以外のかたで該当すると思われる世帯には市から確認書が届きます(6月中旬以降、順次発送)。必要事項を記入の上、同封の返信用封筒で返送してください。  
※送付されるには基準日(令和5年5月1日)において青森市に住民登録がある必要があります。

該当すると思われる世帯には市から確認書が届きます(6月中旬以降、順次発送)。必要事項を記入の上、同封の返信用封筒で返送してください。  
※送付されるには基準日(令和5年5月1日)において青森市に住民登録がある必要があります。  
※一部申請が必要な場合があります。

※未申告のかたや他市区町村からの転入者を含む世帯には申請書を送付しています。支給対象に該当するかたは11月30日までに同封の返信用封筒にて返送してください。(送付されたとしても、必ず支給対象に該当するわけではありません。)

**在宅要介護者に  
紙おむつを支給します**

在宅で生活している要介護3(常時失禁)・4・5で、常時紙おむつを必要とする対象要件を全て満たすかたに、申請により、紙おむつを支給しています。

**対象要件**▼市民税非課税(前年度で、介護保険料に滞納がないこと/病院や施設に入院(入所)していないこと) ※支給決定したかたが一時的に入院した場合は、そのまま支給対象となります。

### 圏高齢者支援課

(☎017-734-5326)  
浪岡振興部健康福祉課  
(☎0172-1134)

**社会福祉法人による  
利用者負担額軽減制度**

申請によって利用者負担額が軽減されます。対象となるサービスや事業所など、詳しくはお問合せください。

**◆対象者(次の全ての要件を満たすかた)**

同じ住所に居住するかた全

員が市民税非課税/令和4年中の収入額が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下/預貯金などの額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下/日常生活のために必要な資産以外に活用できる資産がないこと/市民税課税者に扶養されていなかったこと/介護保険料を滞納していないこと

### ◆軽減割合

高齢福祉年金受給者▼2分の1/生活保護受給者(居住費・滞在費のみ)▼全額/それ以外のかた▼4分の1

### ◆申請に必要なもの

健康保険証/同じ住所に居住するかた全員の預金通帳(令和4年1月から直近までの記載があるもの。7月未までに申請する場合は、令和3年1月から記載のあるもの)/前年中の収入額の分かるもの(年金振込通知書、給与明細、事業の収支表、仕送り額の分かるものなど)

### 圏介護保険課

(☎017-734-5362)

# マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！

閩国保医療年金課 (☎017-734-5493)

## ■申込方法

マイナポータルで事前登録をする必要があります。ご自身でパソコン、スマートフォンからマイナポータルを通じて手続きが必要ですが、セブン銀行ATMや駅前庁舎1階国保医療年金課、マイナポイント支援窓口などでも手続きができますので、ご利用ください。

※登録にはマイナンバーカードと設定した「暗証番号(数字4桁)」が必要です。

## ■使用できる病院・薬局

下記のステッカーやポスターが貼ってある病院や薬局で利用できます。



◀マイナポータル  
はこちらから



厚生労働省のホームページ(下記の二次元コード)でも利用できる医療機関・薬局をご確認いただけます！



国保医療年金課 塚本・鎌田

## ■ここが便利！

初めての医療機関などでも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報、診療情報が医師や薬剤師と共有でき、より適切な医療が受けられる！※本人の同意が必要です。

マイナポータルで特定健診情報や薬剤情報・診療情報・医療費通知情報が確認できる！

マイナポータルでの医療費通知情報の自動入力で、確定申告の医療費控除がカンタンにできる！

限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払が免除される！※一部対象外のかたがいます。

就職・転職・引っ越しをしても健康保険証としてずっと使える！  
※医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。

「児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ」を郵送しています

児童扶養手当は、受給から5年などを経過した場合に減額されます。

ただし、一定の要件に該当する場合、届出によりこれまでと変わらず手当を受給できます。

対象者に「児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ」を郵送していますので、内容をご確認の上、現況届の提出の際に併せて届出してください。

※受付は、土・日、祝日を除く8月1日(火)から31日(木)までです。

閩子育て支援課

(☎017-734-5334)

浪岡振興部健康福祉課

(☎0172-62-1113)

介護保険施設入所時の食費などが軽減されます

介護保険施設に入所(ショートステイ含む。)した場合の食費・居住費が軽減されます。

◆特定入所者介護(介護予防)サービス費負担限度額認定  
介護保険施設に入所する場合やショートステイを利用する場合、申請により食費・居住費の自己負担額が軽減されます。

対象者▼生活保護受給者/本人及び世帯全員が市民税非課税のかた※一定額を超える預貯金など(単身500~1千万円超、夫婦世帯1千500~2千万円超)がある場合や世帯分離をしている配偶者が市民税課税の場合は対象外

申請に必要なもの▼預金通帳(申請日の直近2か月前までの記載のあるもの)、有価証券(証券会社や銀行の口座残高が分かるもの)、借用書(借入金や住宅ローンなどの負債がある場合) ※配偶者のいるかたは、本人と配偶者の通帳などが必要  
閩介護保険課  
(☎017-734-5362)

